

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

欧米豪を対象とした滞在・体験コンテンツ強化事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月12日まで

### 3 委託業務の目的

延期となった2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とする欧米豪からの訪日観光客の宮城への誘客につなげるため、欧米豪市場において訴求力の高いテーマ「ウェルネス」や「アクティビティ」等と本県特有の「自然」や「食」を掛け合わせた滞在・体験コンテンツの強化とともに、訪日滞在中の観光客の誘客につなげる商品の造成を図るもの。

本事業は、過年度に実施した事業結果等を踏まえて、訪日滞在観光客の多い首都圏からの誘導性と訴求テーマの集積状況の観点から、宮城県名取市との連携事業として実施するものである。

### 4 ターゲット市場

欧米豪

### 5 対象地域

宮城県名取市閑上地区

### 6 委託業務の内容

#### (1) コンテンツ調査・分析の実施

イ 対象地域に有する滞在・体験コンテンツを調査するとともに、各コンテンツについて欧米豪市場向けへの課題や対応等、商品化への可能性を評価・分析すること。

ロ 調査にあたっては、関係者へのヒアリングも行うこととし、インバウンド誘客の重要性とともに本事業の趣旨説明を合わせて行うこと。

ハ 上記イで調査分析したコンテンツについて、欧米豪市場に対して訴求効果の高いコンテンツを5件以上抽出し、商品化等に向けた課題解決のための方策等を提案すること。

#### (2) 商品化に向けた課題解決と商品造成

イ ワークショップの開催

上記6(1)ハで抽出したコンテンツの課題解決に向け、当該コンテンツを含めた

地域の関係者を対象にワークショップを開催すること。

ロ 先進事例の調査

上記イの一環として、当該コンテンツに類似する先進事例や成功事例等がある場合には、必要に応じて当該コンテンツの関係者による事例調査やヒアリング等を実施すること。

なお、本調査については、必ず実施することを前提としているものではなく、発注者と協議のうえ、決定することとする。

ハ 専門家等の派遣

上記6（1）ハで抽出したコンテンツについて、欧米市場に対する訴求力の向上、販売スキームの構築、受入体制の整備など、商品化に向けた支援のために適切な専門家を派遣すること。

なお、伴走型の支援として複数回の派遣を前提とすること。

ニ 滞在・体験コンテンツの商品化

上記の取組を踏まえて、欧米豪市場に向けて訴求力の高いコンテンツの商品化を図ること。

(イ) 抽出コンテンツの商品化にあたっては、欧米豪市場からの訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いコンテンツとなるように総合的な強化を図ること。

(ロ) 抽出コンテンツと提携して食事や宿泊等の提供を行う関係事業者についても、ニーズに応じて指導や支援を行うこと。

(ハ) オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、旅行商品として本格販売が見込まれるよう、販売方法、販売期間及び目標送客数について設定のうえ、今年度内にテスト販売も兼ねて販売を開始すること。

(3) 販売スキームの構築と充実

イ オンラインによる情報発信

上記6（2）で商品化した旅行商品やコンテンツ情報について、受入環境整備の一環として、ウェブサイト等での英語による情報発信の仕組みを整備すること。

ロ ファムトリップの実施

欧米豪市場のトラベル系メディアに属している記者や旅行会社のツアー造成担当者等を1回以上招請（合計4名以上）し、対象地域の観光コンテンツ及び旅行商品を紹介・体験することで、記事化又はツアー商品の造成を図ること。

なお、招請時期や招請対象者については、発注者と協議のうえ、決定する。

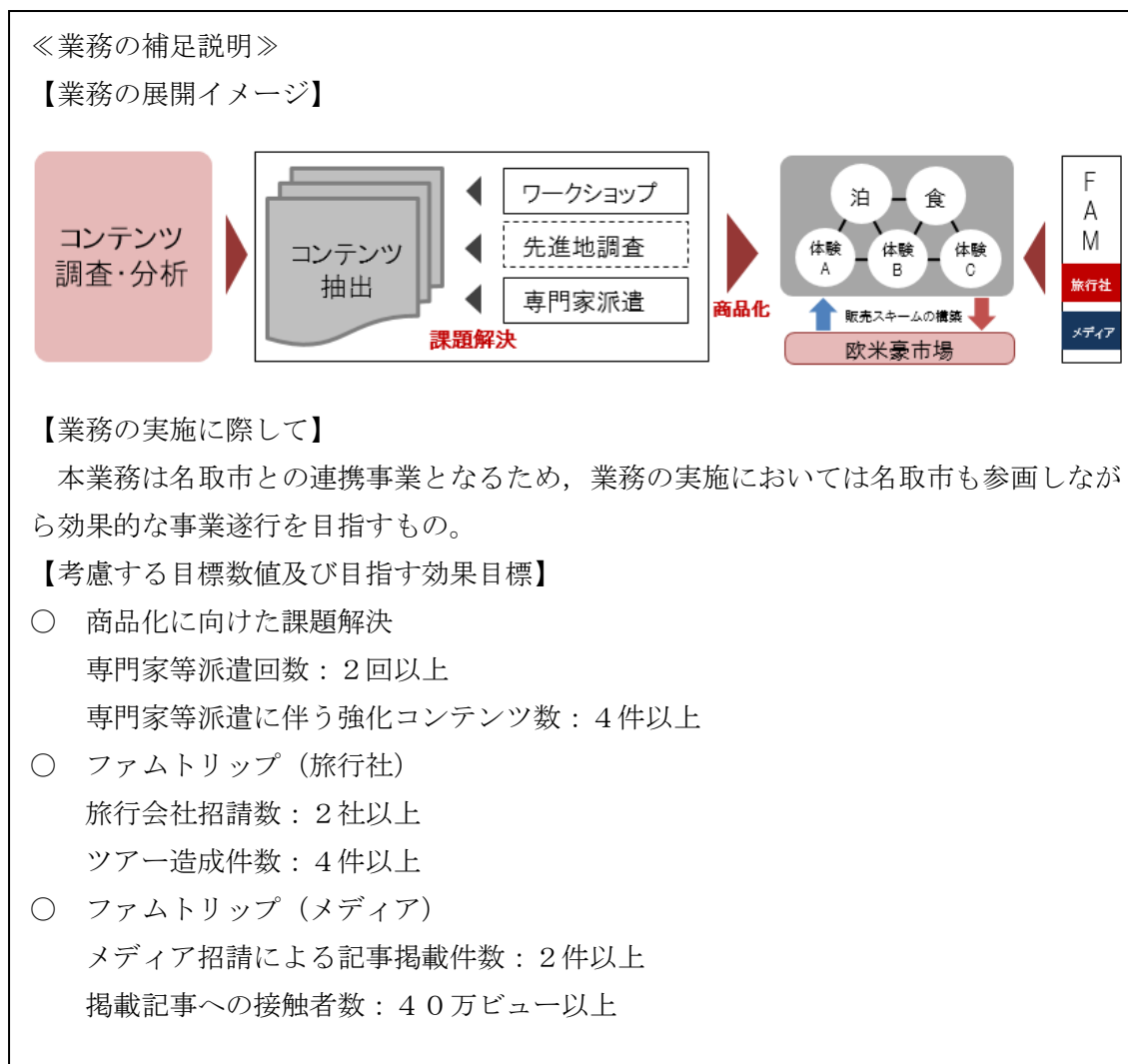
また、招請に必要な全ての費用（交渉費用、航空運賃、宿泊、飲食費、移動費、Wifi等）を事業費に含めて一切の手配を行うこと。

ハ コンテンツの評価及び改善

ファムトリップの参加者に対してアンケート調査等を実施し、コンテンツの課題等を分析するとともに、その改善を行うこと。

(4) 相乗効果が期待できる独自の提案

6 (1) ~ (3) の業務に加え、欧米豪市場に向けた対象地域の滞在・体験コンテンツの商品化・販売化に向け、より実現性を高める効果的な独自提案を行うこと。



## 7 事業報告（成果品）

事業終了後には速やかに事業報告書を作成し、業務完了報告書と併せて提出すること。

(1) 提出物

- イ 実績報告書 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）2枚
- ロ その他発注者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部国際企画課

（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 県庁行政庁舎14階）

(3) 提出期限 令和3年3月12日（金）

## 8 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 第三者の権利侵害の禁止

受注者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。

### (3) 業務の履行に関する措置

発注者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

### (4) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号及び別記個人情報保護取扱特記事項）を遵守しなければならない。

### (6) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

## 9 その他

(1) この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者と協議のうえ、決定することとする。

(2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、速やかに発注者と協議のうえ、承認を得ること。